

議案第26号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>2 地方自治法第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から15の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、<u>同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から6の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</u></p>

の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
15 三朝町集落排水処理事業推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定経営を図るため、借入金の償還源に充当する。	一般会計歳入予定額から歳出算入する額	一般会計歳入予定額から歳出算入し、当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定経営を図るため、借入金の償還源に充当する。 (2) 償還期限を繰り上げて借入金の償還源に充当する。 (3) 集落排水処理事業の推進を図るために必要な経費に充当する。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
15 三朝町集落排水処理事業推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定経営を図るため、借入金の償還源に充当する。	一般会計歳入予定額から歳出算入する額	一般会計歳入予定額から歳出算入し、当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定経営を図るため、借入金の償還源に充当する。 (2) 償還期限を繰り上げて借入金の償還源に充当する。 (3) 集落排水処理事業の推進を図るために必要な経費に充当する。

<p>16 三朝町地域活力創出推進基金</p>	<p>三朝町の恵まれた資源を生かして、地域活性化、人材育成、産業等を推進し、もって雇用を図ること。</p>	<p>一般会入予定額 計歳出に算める</p>	<p>一般会入予定額 計歳出に算上し当該基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費財源に充てる。</p>					
<p>(備考) (1)及び(2) 略</p>					<p>(備考) (1)及び(2) 略</p>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。